

平成 22 年 4 月吉日

会員各位

会長就任のご挨拶

花信相次ぐ候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は当協会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。会長就任あたりまして一言ご挨拶申し上げます

この度、2009 年度総会におきまして会員の皆様にご承認いただき、3 期目の会長職を拝命いたしました。誠に光栄に存じます。と同時に身の引き締まる思いでございます。

2 年間の任期ではございますが、以下に 4 つの活動方針を掲げパドルスポーツの安全普及のために、精一杯力を尽くす所存でございます。

会員の皆様には、どうぞ一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

J S C A 会長 西胤正弘

【2010年 JSCA活動方針】

1. 事務局を常設とし、会員、関係諸団体へのサービス向上を図る

- 事務局経費を予算化し、常設の事務局を設ける
- 会員の要望にたいし常に迅速なサービスをおこなう。
- HP 管理を事務局で行い、会員サービスの向上を図る
- 協会費の監査方法を明確にする

2. 総会前、期中、2回の理事会を開催。JSCA 活動の推進を図る

- 理事会では通常公務の他、公認スクール委員会からの公認申請の審議、監査報告、各委員会の年度事業計画の進捗チェック等をおこない協会活動を活性化する。

3. 公認スクール活動を援助する仕組み作りを強化する

- 心肺蘇生法講習プログラムの推進
- パドリングテストなどの技術認定制度の確立、カード、認定書づくりの推進
- JSCAグッズの作成、販売
- SRP 講習の推進
- レンタル業務書類、参加同意書等の整備
- 他団体（RAC、CONE、CNAC等）の認定制度の取り込み
- 文部科学省所轄社会スポーツセンター加盟のメリットの活用

4. 安全管理策を強化し、信頼、信用ある協会活動の推進を目指す

- 賠償責任保険の活用推進
- 顧問弁護士との連携強化による事故防止研修の実施
- 公認スクールに求める安全基準の明確化
- 協会の緊急時対応マニュアルの作成

JSCA保険・加入対象者が変更となりました。

パドルスポーツ参加者増加にともなって、全国のラフティングやカヌーカヤック事故も増加の一途。賠償責任保険の切り替えや、新規加入が難しい状況になってまいりました。

【JSCA保険（個人賠償責任保険）加入条件変更について】

- 今年度よりJSCA賠償責任保険の加入は
公認スクールに所属する正会員、準会員が加入対象者となります。

昨今発生のパドルスポーツにおける死亡事故は、保険会社の賠償責任保険引受け制限という社会現象を生みだし、カヌーインストラクターが活動を継続していく上で重大な問題に直面しています。このような現実に対し協会では会員保険を継続するため、運行規程の安全基準を遵守し、今以上に事故を未然に防ぐ努力を続けていかなければなりません。賠償責任保険の継続維持という厳しい現実を前に、今年度より、保険加入対象者は「公認スクールに所属するスタッフ」に変更させていただき、会員の皆様が継続的に保険加入し、安心して活動できる環境整備に努めてまいります。会員の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

「JSCA 保険・CONE 保険について」の問合せは **協会事務局 遠藤秀男**
連絡先は本案内書の最終頁参照

公認スクールへの加盟要請

2008 年度、日本セーフティカヌーイング協会は、「文部科学省所管法人 財団法人 社会スポーツセンター」に加盟し、さらに社会使命と責任を深めました。協会の目的である「我が国へ安全で楽しいパドルスポーツを普及する」ため、協会の活動主体を公認スクールにゆだね、事業活動をさらに広く社会にアピールしてまいります。

【公認スクール加盟 5つのメリット】

- その1 JSCA 保険（個人賠償責任保険）CONE 保険（施設賠償責任保険・旅行傷害保険の両方）を完備
- その2 全国の公認スクールネットワークによる事業の連携や協力が可能
- その3 事故防止研修や安全基準策定 事故発生時に強力な支援を可能とする顧問弁護士の存在
- その4 救急蘇生法、パドリングテスト、SRP 講習、指導者養成事業など公認スクール活動を活性化させる魅力的なプログラムを準備
- その5 文部科学省所管法人(財)社会スポーツセンター に加盟し、さらに社会的信用を有した活動が可能

すでに事業として営利目的でカヌー指導、ガイド活動を行っている方々へ。ぜひとも公認スクールとしてご登録いただき、全国組織の公認スクールとして、安全で楽しいカヌーの普及活動を推進してまいりましょう。カヌー事故における裁判の判例が示すように、**営利目的をもったパドリング活動やアウトドア活動に「社会的責任」が強く求められています。** 事故を未然に防ぐため、さまざまな検証研鑽を重ね、安全管理を徹底し、万一の際、1人の力では対処できない事故や様々な問題を協会と一緒に解決してまいりましょう。ぜひ公認スクール活動への参加をお待ちしております。

「公認スクール登録について」の問合せは **公認スクール委員会 委員長 大野秀史**
〒240-0111 神奈川県三浦郡葉山町一色 2255-2 葉山シーサイドテラス B
TEL&FAX 046-876-2291 seakayak@umiushi.jp

2010年4月1日より「定款・規程集」に変更があります。

【2010年4月1日より協会の「定款」および「規程集」に一部変更がございます。】
同封の定款および規程集をご覧ください。
なお、旧定款規程集は破棄いただきますよう重ねてご案内いたします。

【定款】

平成 22 年 3 月 18 日開催された「2009 年度総会」において定款の変更議案が採択され、下記のように変更となりました。

①1 ページ 「第 2 条 事務所」

新事務所を 静岡県富士市中央町 2-12-12 株式会社プロス内 に変更

②3 ページ 「第 4 章 役員 第 13 条 1 項の(1) 理事定数」

旧：理事 7 人以上 15 人以内 → 5 人以上 7 人以内 に変更

③11 ページ 「附則」の役員名

2010 年度新理事 7 名 監事 2 名 顧問 4 名 に変更

【規程集】

平成 22 年 3 月 16 日開催された 2009 年度理事会において規程集の一部変更および、2010 年度新理事によるネット理事会において継続審議のうえ規程集変更が採択され、以下のように変更となりました。

①5 ページ 「正会員規程 第 6 項 指導活動」の変更

旧：正会員は、指導、ガイド等の活動を行う場合、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

新：正会員は、指導、ガイド等の活動を行う場合は、公認スクールに属し、その運営を安全円滑に進めるうえで、以下の点に注意して活動にあたる必要がある。

②6 ページ 「正会員規程 第 7 項 権利」の追加（以下参照）

(1) 第 6 項記載のとおり、公認スクール所属正会員の指導活動における、JSCA 保険の加入利用

(2) 公認スクールへの登録

(3) 協会が発行する会員誌、研究報告、情報の授受

(4) 協会の研修会、講習会などの主催事業への参加

(5) マーク規程の利用

(6) 公認スクールのアシスタント登録

(7) その他、協会が認めた事項

③23 ページ 「公認スクール規程 第 2 項 設置基準 (2)および(3)」の変更

(2) 代表者を含む 3 名以上の正会員、または準会員で構成 を削除

(3) 代表者を含む 2 名以上の正会員、または準会員で構成 を削除

④24 ページ 「公認スクール規程 第 8 項 利益」の変更

(1) 公認スクール代表者研修会の出席

(2) 協会の顧問弁護士相談

(3) 認定証の授与

(4) スクール開設グッズの購入

裏・次ページへ続き→

- (5)公認スクール合同広告の発行掲載
- (6)共通プログラム実施規程に基づく、プログラム開催
- (7)マーク規程に基づく、公認スクールの範囲でのマーク使用
- (8)公認スクールに加盟した代表者、および所属する正会員は、主催者責任を負う事業者である
- (9)公認スクールに所属する正会員、およびアシスタント登録した準会員の、協会が用意する JSCA 保険（賠償保険）への加入
- (10)協会が加盟する、自然体験活動推進協議会（CONE）が用意する CONE 保険、総合災害補償制度（傷害保険・賠償保険）への加入

ただし、公認スクール代表者は CONE リーダー以上の資格を有すること

⑤30-31 ページ 「マーク規程 第 1 項および第 3 項」の変更

第 1 項 表示と呼称

(1)文部科学省所管法人 財団法人 社会スポーツセンター の追加
該当資格名称の整理、財団名称の使用法追記、併記使用法の追記

第 3 項 利用範囲

上記①変更事案、正会員規程の指導活動変更による会員の本人該当名称使用法の限定
(会員が公認スクールに所属する場合と、そうでない場合の使用法の定め)

以上が大きな変更箇所となります。 その他各規程においての「提出書類の名称」追加も行いましたので、回封いたしました「定款」および「規程集」をご覧くださいませ。

この度の規程変更に伴い正会員皆様にとって一番大きな変化は、「正会員は、指導、ガイド等の活動を行う場合は、公認スクールに属し」という「正会員規程 第 6 項 指導活動」の変更です。

平成 22 年 3 月に行いました総会時にも、会長西胤正弘よりご説明のとおり、賠償責任保険の加入制限や昨今の事故事例にもありますように、指導・ガイド活動の事故（特に営利活動中）に対する社会的責任の重さが取りざたされております。

協会においても増え続ける事故を抑制し事故の無いパドリング活動を求めて、それら社会的責任にも対応できる組織作りと、強固な体力を作り続けてまいります。多くの事故が起こるたびに JSCA 協会が海上保安庁や警察、消防、公的立場の意見参考人として呼び出され、事故に至る検証とその事故防止活動が適切であったか否か、さまざまな意見を求められております。いつもそのような時に協会に掛けられる言葉は「なぜそのような団体（JSCA）があるのに、事故を起こした方は加盟をしてないのですか？ 公認スクールに所属してないのですか」ということです。

以上

2010 年 4 月吉日

JSCA 事務局
〒417-0052 静岡県富士市中央町 2-12-12 株式会社プロス
内
日本セーフティカヌーイング協会 事務局 遠藤秀男
tel:0545-57-0034 fax:0545-57-0811
H/F:090-5851-9719 h_endo@swen.co.jp
電話およびファックスは、(株)プロスにて承ります。